

令和7年度職員の給与改定等に係る交渉の概要

1 交渉団体

神奈川県職員労働組合連合協議会（県労連）

構成団体

神奈川県教職員組合

神奈川県職員労働組合

神奈川県高等学校教職員組合

自治労神奈川県公営企業労働組合

自治労神奈川県職員労働組合

2 交渉回数

令和7年10月15日から令和7年11月11日まで 11回

3 県の提案及び県労連の主張と合意内容

項目	県の主な提案	県労連の主な主張	合意内容
給与改定関係			
月例給	人事委員会勧告を実施する とすれば、勧告に基づき、公 民の給与較差(12,318円、 3.09%)解消のため、給料表 を改定する。 また、令和7年度の地域手当 の支給率を12.50%に改定 する。	勧告は公務員の労働基本 権制約の代償措置であり、 勧告内容を完全実施すべ き。	公民較差を解消するため、 給料表を改定する。 また、令和7年度の地域手 当の支給率を12.50%に 改定する。 (令和7年4月1日適用)
期末・勤勉手 当	人事委員会勧告を実施する とすれば、勧告に基づき、期 末・勤勉手当の支給月数を 0.05月分引き上げる。	勧告は公務員の労働基本 権制約の代償措置であり、 勧告内容を完全実施すべ き。	期末・勤勉手当の支給月 数を0.05月分引き上げる。 (令和7年12月期から適用)
給与制度関係			
給料表	人事委員会勧告・報告にお いて地域手当の支給率を段 階的な14%への引き上げに あたっては、「給料表の号 給増設の見直しに向けた必 要な検討を進めていくこと を求める」と言及されてお り、全職員にプラスの効果 が及ぶ地域手当の引上げの ためにも、号給追加の見直 しが必要と考え、令和8年	廃止される号給に在籍して いる職員の生活を守り、モ チベーションの維持のほ か、退職金への影響や若 年層にとっても生涯賃金が 減少するため、反対。	県独自で追加している号 給を廃止した給料表に改 定する。 また、経過措置として、令 和8年4月1日時点の給料 月額が令和8年3月31日時 点の給料月額に達しない 場合は、1年間の現給保障 を行う。 (令和8年4月1日適用)

	4月1日から、各給料表について、国を上回って県独自で追加している号給を廃止したい。		
通勤手当 (交通用具等使用者の手当額)	交通用具等使用者の通勤手当の手当額を令和7年4月1日に遡及して引上げる。また、支給区分の上限を100キロメートル以上とし、60キロメートル以上の区分を新設し、令和8年4月1日から実施したい。	10キロメートル以上だけでなく、職員の利用実態を踏まえ、利用者の多い10キロメートル未満の区分についても、手当額を引き上げてもらいたい。	交通用具等使用者の通勤手当の手当額を令和7年4月1日に遡及して引上げる。 (令和7年4月1日適用) また、支給区分の上限を100キロメートル以上とし、60キロメートル以上の区分を新設する。 (令和8年4月1日適用)
通勤手当 (月の途中に採用された場合等の支給開始月)	月途中の採用された場合等の通勤手当を、令和9年4月1日から採用日等から支給することとしたい。	実施日について、早期に実施するなど再考を。	月途中の採用された場合等の通勤手当について、当月分から支給する。 (令和8年4月1日適用)

勤務時間関係

子の看護等休暇	これ以上の休暇の改善は難しい。	子の看護等休暇について、昨年要件を拡大したにもかかわらず、特別休暇が廃止されたことで、実質的に取得日数が減っているため、日数を増やしてほしい。	対象となる子が1人の場合は6日、2人の場合は12日、3人以上の場合は15日の範囲内で取得可能とする。 (令和8年4月1日適用)
同性パートナーシップに係る休暇、勤務時間制度	骨髓ドナーに係る療養休暇、育児休暇、子の看護等休暇、時間外勤務の制限、時差出勤及び育児・介護職員を対象としたフレックスタイム制度を含めるものとし、令和8年4月1日から適用したい。	—	骨髓ドナーに係る療養休暇、育児休暇、子の看護等休暇、時間外勤務の制限、時差出勤及び育児・介護職員を対象としたフレックスタイム制度を含める。 (令和8年4月1日適用)